

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和 7（2025）年 6 月 1 7 日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

基本設計及び実施設計

(3) 履行期限

契約締結日から 7 2 0 日間

2 参加表明書の提出者に要求される参加資格

(1) 公告日現在において、次の要件をすべて満たす特定建築設計業務協働企業体（以下、「設計共同体」という。）とする。

ア すべての構成員は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所であること。

イ 設計共同体の構成員数は 3 者であること。

ウ すべての構成員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

エ 設計共同体に所属する建築士の合計の数が 15 名以上であること。

オ すべての構成員は、5 名以上の一級建築士を有すること。

カ すべての構成員は、令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和 7（2022）年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

※測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものの認定を受けていない者の参加については業務説明書による。

キ すべての構成員は、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ク すべての構成員は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ケ すべての構成員は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

コ すべての構成員の設計共同体における出資比率の最小限度が 20 パーセント以上であること。

(2) (1)の設計共同体における代表構成員は次の要件をすべて満たすこと。

ア 出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む）であること。

イ 平成 22（2010）年 4 月 1 日以降に設計業務が完了した 1 棟あたりの延べ面積が 3, 0 0 0 ㎡以上で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）で 3 階建て以上の学校建築に関する設計実績を 1 以上有すること（改修工事に係る設計業務を除く）。

(3) 管理技術者は 1 名とし、次のいずれかの要件を満たす設計実績を有し、代表構成員に所属する一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後 8 年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

イ 二級建築士取得後 13 年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

(4) 照査技術者は 1 名とし、構成員に所属する次のア又はイの要件を満たす一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後 8 年以上であること。

イ 二級建築士取得後又は大学卒業後 13 年以上であること。

(5) 各主任担当技術者は各 1 名とし、その分担業務分野は次のとおりとする。なお建築分野の主任技術者は、構成員に所属していること。

分担業務分野	業務内容（下記の図書作成に係る業務）
建 築	令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(6) 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること。

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出者が、本業務委託における他の参加表明書及び技術提案書の提出者となっていないこと。

(8) 5 (3)に記載する入札参加資格の審査に必要な書類を参加表明書と同時に提出すること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の評価基準により、技術提案書を提出することができる者として 5 者を選定する。

ただし、参加表明書を提出した者が 5 者に満たない場合または選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し 5 者を超える場合は、この限りではない。

(1) 事務所の体制及び業務実績

(2) 技術職員の経験及び業務実績

4 技術提案書を特定するための評価基準

提出された技術提案書の中から、次の評価基準に基づき、1 者の技術提案書を特定する。

- (1) 3 (1) 及び 3 (2) に示す評価基準
- (2) 業務実施方針及び特定テーマ

5 手続等

(1) 担当部署

ア 提出先及びこの公告全般に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 14 階）

栃木県県土整備部建築営繕課企画営繕担当

電話 028-623-2516 FAX 028-623-2489

E-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

ホームページアドレス

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kikaku/202506_kihonjissisekkeigyomuitaku.html

イ 入札参加資格申請に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 13 階）

栃木県県土整備部監理課工事管理担当

電話 028-623-2389 FAX 028-623-2392

E-mail koujikanri@pref.tochigi.lg.jp

(2) 説明書の配布期間及び場所

本業務に係る説明書は、令和 7（2025）年 6 月 17 日から令和 7（2025）年 7 月 8 日午後 4 時まで 5 (1) アの担当部署において配付するとともに、ホームページに掲載する。

ただし、5 (1) ア担当部署における配付は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 入札参加資格申請における提出書類、提出方法及び提出期限等

ア 提出書類

- ・建築設計業務入札参加資格審査申請書（特定建築設計業務共同企業体）（様式第 1 号）
- ・特定建築設計業務共同企業体協定書
- ・委任状（代表構成員に対するその他の構成員からの入札に関する権限についての委任状）
- ・建築設計業務入札参加資格審査資料〔特定建築設計業務共同企業体〕（様式第 2 号）
- ・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格決定通知書の写し

イ 提出方法

- ・3 部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること（参加表明書の提出と同時とする。）

- ・持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出期限

- ・令和 7（2025）年 7 月 8 日（火）午後 4 時まで

エ 提出先

- ・ 5 (1) アの提出先とする。

(4) 参加表明書の提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

- ・ 6 部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること
- ・持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出期限

- ・令和 7（2025）年 7 月 8 日（火）午後 4 時まで

ウ 提出先

- ・ 5 (1) アの提出先とする。

(5) 技術提案書の提出方法及び提出期限等

ア 提出方法

- ・ 12 部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること
- ・持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出期限

- ・令和 7（2025）年 8 月 18 日（月）午後 4 時まで

ウ 提出先

- ・ 5 (1) アの提出先とする。

6 業務委託説明書

本業務の詳細は、「栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務説明書」による。

7 その他

(1) 契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は業務委託料の 10 分の 1 以上とする。

(2) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Design for the construction work of a new high school that integrates
Tochigi Agricultural High School, Tochigi Technical High School, and Tochigi
Commercial High School.

(2) Place of contact :

Construction Management Section,
Public Works Division,
Department of Land Development
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2516
ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

(3) Time-limit to express interests :

4:00 pm, July 8, 2025

(4) Time-limit for the submission of proposals :

4:00 pm, August 18, 2025

(5) Others :

All documents must be written in Japanese and all currency on the documents
must be indicated in Japanese Yen.